

添付法令資料 3 :

投資管理機構に関する 2020 年 12 月 14 日付インドネシア共和国政令 No.74 (目次)  
同月 15 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 地位、資本及び拠点 (第 2 条ないし第 4 条)
- 第 3 章 目的、機能、職務及び権限 (第 5 条ないし第 7 条)
- 第 4 章 組織構造
  - 第 1 節 運営機関 (第 8 条)
  - 第 2 節 監査役会
    - 第 1 款 メンバーシップ (第 9 条ないし第 11 条)
    - 第 2 款 職務、権限及び倫理規定 (第 12 条及び第 13 条)
    - 第 3 款 専門的集団からの監査役会メンバーの選出 (第 14 条ないし第 23 条)
    - 第 4 款 監査役会の事務局及び委員会 (第 24 条)
    - 第 5 款 監査役会の意思決定手続 (第 25 条)
  - 第 3 節 取締役会
    - 第 1 款 メンバーシップ (第 26 条ないし第 29 条)
    - 第 2 款 職務及び権限 (第 30 条)
    - 第 3 款 取締役会の区分及び委員会 (第 31 条及び第 32 条)
    - 第 4 款 取締役会の意思決定手続 (第 33 条ないし第 35 条)
  - 第 4 節 顧問委員会 (第 36 条)
- 第 5 章 資産、ローン及び運用
  - 第 1 節 資産 (第 37 条及び第 38 条)
  - 第 2 節 ローン及び保証 (第 39 条)
  - 第 3 節 運用原則 (第 40 条)
  - 第 4 節 投資マネージャーの指名 (第 41 条)
  - 第 5 節 投資管理基金 (ファンド) の設立又は参加 (第 42 条ないし第 49 条)
  - 第 6 節 利益の利用 (第 50 条)
  - 第 7 節 LPI (投資管理機構) 資本の損失及び充足 (第 51 条)
  - 第 8 節 監査及び報告 (第 52 条ないし第 54 条)
- 第 6 章 資産譲渡及び国家資本参加
  - 第 1 節 資産譲渡
    - 第 1 款 通則 (第 55 条)
    - 第 2 款 LPI に対する国家資産の譲渡 (第 56 条)
    - 第 3 款 LPI に対する BUMN (国有企業) 資産の譲渡 (第 57 条及び第 58 条)
    - 第 4 款 LPI により形成された合弁企業に対する BUMN 資産の譲渡 (第 59 条及び第 60 条)
    - 第 5 款 資産の記録及び評価 (第 61 条)

- 第 6 款 LPI 資産の転換及び譲渡 (第 62 条及び第 63 条)
- 第 2 節 国家資本参加 (第 64 条)
- 第 7 章 ガバナンス及びポリシー
  - 第 1 節 機構運営の基本ポリシー (第 65 条ないし第 67 条)
  - 第 2 節 情報開示 (第 68 条)
  - 第 3 節 秘密保持 (第 69 条)
  - 第 4 節 利益相反 (第 70 条)
  - 第 5 節 法的支援 (第 71 条)
- 第 8 章 破産 (第 72 条)
- 第 9 章 指導 (第 73 条)
- 第 10 章 終則 (第 74 条及び第 75 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所